

専用水道の届出について

工事着手の30日前までに届出が必要です。

専用水道布設工事（変更）設計確認申請書

※水道法第33条第1項による申請

専用水道布設工事（変更）設計確認通知

※水道法第5条の規定に適合した場合、同法第33条第5項により通知

工事施行

検査※中間検査含む

※水道法第39条第2項及び第13条第1項による検査

※給水開始前までに、水質検査50項目を行ないましょう。
(水質検査は、厚生労働省で認められた登録機関で行なうこと。)

検査適合通知

各種届出

水道技術管理者届

※業務委託する場合は、「専用水道業務委託届」

※水道法第19条項による義務

専用水道給水開始届

※水道法第13条第1項による届出

専用水道（変更）届

〒790-0813 松山市萱町6丁目30-5
松山市保健所 生活衛生課 水道施設担当
電話：089-911-1863 Fax：089-923-6627

※専用水道布設工事（変更）設計確認申請書について

事業計画は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ① 一日最大給水量及び一日平均給水量
- ② 水源の種別及び取水地点
- ③ 水源の水量の概算及び水質試験の結果
- ④ 水道施設の概要
- ⑤ 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造
- ⑥ 浄水方法
- ⑦ 工事の着手及び完了の予定年月日
- ⑧ その他定める事項

添付書類

- ① 水の供給を受ける者の数を記載した書類
- ② 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
- ③ 水道施設の位置を明らかにする地図
- ④ 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- ⑤ 主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- ⑥ 導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図
- ⑦ その他必要とする書類

※水道技術管理者について

水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者 1 人を置かなければなりません。水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければなりません。

1. 水道施設が水道法第 5 条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査
2. 水道法第 13 条第 1 項の規定による水質検査及び施設検査
（給水開始前の届出及び検査）
3. 給水装置の構造及び材質が第 16 条の規定に適合しているかどうかの検査
4. 水道法第 20 条第 1 項の規定による水質検査
5. 水道法第 21 条第 1 項の規定による健康診断
6. 水道法第 22 条の規定による衛生上の措置
7. 水道法第 23 条第 1 項の規定による給水の緊急停止
8. 水道法第 37 条前段の規定による給水停止